

生活対策として 子育て応援特別手当が支給されます

国の緊急生活対策の一環として、多子世帯の幼児教育期の子育て家庭に対する生活安心確保を図ることを目的に、対象となる世帯に対し、子育て応援特別手当が支給されます。

支給対象となる子

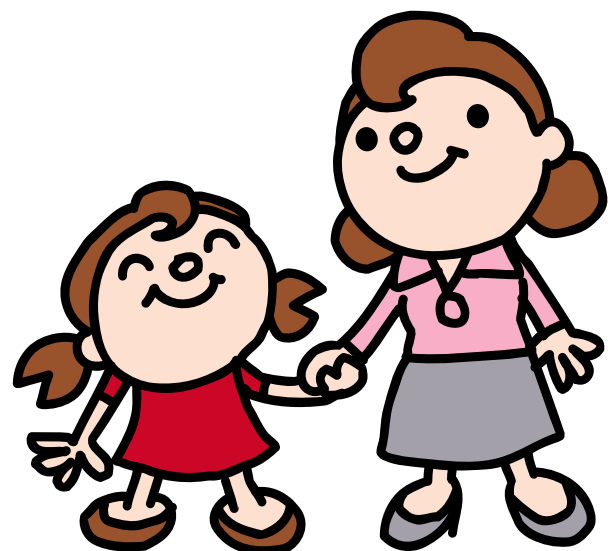
- 平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた子であって、第2子以降(1)である子の属する世帯主となります。
 - 第1子、第2子等の判定は、高校卒業(18歳)までの子を基礎とします。

申請・支給

- 世帯主からの申請により、支給対象となる子1人あたり3万6千円を口座振込みにより支給します。申請受付は、3月31日(火)から9月30日(火)まで以下の会場などで行われます。

日にち	時間	場所
3月31日(火)	午前9時～午後5時	活汲地区農業研修センター
4月1日(水)	午前9時～午後5時	本岐地区農業研修センター
4月5日(日)	午前9時～午後8時	中央公民館

上記以外の日の申請受付は、役場保健福祉課福祉担当窓口(1階11番)で、午前9時～午後5時まで行っています。(土・日・祝日を除く)



【振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意を！】

申請において不明な点があった場合、町から問い合わせを行うことがありますが、その場合は文書により通知します。電話や訪問により問い合わせを行うことは絶対にありませんのでご注意ください。

また、ATM(銀行などの現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることはありません。

もしも、不審な電話や訪問があった場合は、役場や警察にご連絡ください。

問い合わせ先 役場 保健福祉課介護福祉グループ
☎76-2151 内線234・299

定額給付金の手続きについて

国の緊急経済対策として定額給付金が支給されます。

対象者

基準日(平成21年2月1日)に津別町の住民基本台帳に記録されている全ての人、外国人登録をしている人。(外国人は短期滞在、不法滞在者を除きます。)

金額

- 下記以外の方は1人につき12,000円
- 65歳以上(昭和19年2月2日以前に生まれた方) ...20,000円
- 18歳以下(平成2年2月2日以降に生まれた方) ...20,000円

申請・給付

- 申請書は3月27日頃までに世帯主宛に簡易書留で配送されています。
- 申請受付は、下記の会場で行います。

月 日	時間	場所
3月31日(火)	午前9時～午後5時	活汲地区農業研修センター
4月1日(水)	午前9時～午後5時	本岐地区農業研修センター
4月2日(木)	午前9時～午後5時	相生公民館
4月3日(金) ↓ 4月5日(日)	午前9時～午後8時	中央公民館
4月6日(月)	午前9時～午後5時	高栄団地会館

※上記以外の日の申請受付は、津別町役場議会議事堂1階の町民懇談室で午前9時から午後8時まで(4月14日まで「土・日・祝日を除く」)

- 給付金は、申請者の口座へ振込みとなりますが、預金口座が無い場合は現金支給となります。

申請に必要なもの

郵送された申請書 印鑑 普通預金通帳
本人確認のための公的身分証明書(運転免許証・保険証など)

申請・支給の時期

- 申請書の受付期間、3月31日から6ヶ月とします。
- 定額給付金は、申請書を受理確認し支給決定通知後、支給します。(現金支給は、支給決定後、支給日をお知らせします。)

定額給付金に関する担当
問い合わせ先
役場 定額給付金給付室
☎76-2151 内線286・333